

第3次東郷町男女共同参画プランの策定に向けて

1 町の基本的な考え

- ・ 市町村は、男女共同参画社会基本法により、国や県の男女共同参画計画を勘案して、計画を定めるように努めることとなっています。
- ・ 地域生活や家庭生活と密接な接点がある町行政において、男女共同参画の視点を持って施策を展開することは、男女共同参画社会の形成には、必要不可欠です。
- ・ 男女共同参画に関連する分野は多岐にわたることから、部局を超えた連携が必要です。そのため、施策を総合的かつ体系的に展開していくため、基本となる計画を策定し、共通認識のもと効果的に取り組むことが重要です。
- ・ 本町は、第2次東郷町男女共同参画プラン（平成30年3月）を策定し、基本理念、基本目標のもと、取り組んできました。
- ・ 今後も引き続き、男女共同参画社会基本法の理念や東郷町男女共同参画推進条例に則り、第3次東郷町男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいきます。

2 第3次プランの位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び東郷町男女共同参画推進条例第9条第1項に基づく市町村男女共同参画計画
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画
- (3) 本プランの一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に定められた市町村基本計画
- (4) 本プランの一部は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に定められた市町村基本計画

※ (4)は、第3次プランから新たに位置づけます。

3 第3次プラン策定への検討点

- (1) 第2次プランにおける基本方針及び基本施策の評価・検証、見直しの検討
 - 基本方針1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識改革
 - 基本方針2 あらゆる分野における個人の活躍の推進
 - 基本方針3 男女が共に働きやすい職場環境の整備
 - 基本方針4 誰もが安心して心豊かに暮らせる社会づくり
- (2) 社会構造の変化等に伴う新たな課題の検討
 - 困難な問題を抱える女性への支援

【プラン策定までの主な手順】

